

# 福岡県公報

平成22年12月24日  
第3201号

## 目次

告示(第2004号 - 第2014号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	1
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	1
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	1
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	2
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	3
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	4
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	4
公安委員会		
技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	4

## 告示

福岡県告示第2004号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	佐賀女線	前	久留米市三潴町福光556番7先から 久留米市三潴町玉満21番1先まで	10.1 ~ 27.0	353.0
			前	同上	10.1 ~ 38.0	353.0

福岡県告示第2005号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年12月24日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営木城地区土地改良(区画整理)事業変更計画書の写し	平成22年12月24日から 平成23年1月28日まで	川崎町役場

福岡県告示第2006号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年12月24日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営大内田地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成22年12月24日から 平成23年1月28日まで	赤村役場
-----------------------------	-------------------------------	------

## 福岡県告示第2007号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年12月24日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営吉川地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成22年12月24日から 平成23年1月28日まで	宮若市役所

## 福岡県告示第2008号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年12月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
宰生83	朱雀内科クリニック	太宰府市都府楼南1丁目1-7	22・12・1
筑紫生齒63	加藤田外科医院	筑紫野市杉塚3丁目3-6	22・10・5
小生齒50	ライフデンタルクリニック	小郡市横隈1664-12	22・11・1
田川生薬48	なの花薬局	田川郡福智町金田1858番12	22・11・1

大生訪17	あっとほーむ訪問看護ステーション	大牟田市大正町5丁目2-1	22・12・1
宗遠生訪1	あおぞらの里水巻訪問看護ステーション	遠賀郡水巻町頃末北2丁目10-1-106	22・8・1

## 福岡県告示第2009号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年12月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生172	長崎眼科医院	大牟田市大字歴木1088-2	22・10・14
田川生薬46	なの花薬局	田川郡福智町金田1858番12	22・10・31

## 福岡県告示第2010号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年12月24日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
------	-----	-----	-----	-------

筑紫生87	矢野延子ひふ科医院	矢野ひふ科医院	筑紫野市光が丘4丁目5-2	22・9・1
-------	-----------	---------	---------------	--------

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生270	千鳥橋病院附属須恵診療所	糟屋郡須恵町大字新原字大牟田372-4	糟屋郡須恵町大字新原字前田232-1	22・11・1
粕生薬73	うぐいす薬局	糟屋郡須恵町大字新原372-6	糟屋郡須恵町大字新原232-11	22・11・1

## 福岡県告示第2011号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年12月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
行生マ1	高橋さゆり（すえおマッサージ院）	行橋市大字上稗田24-1	22・11・1
行生マ2	與田 茂（すえおマッサージ院）	行橋市大字上稗田24-1	22・11・1
行生マ3	有馬 鈴子（すえおマッサージ院）	行橋市大字上稗田24-1	22・11・1
行生マ4	青山 孝志（すえおマッサージ院）	行橋市大字上稗田24-1	22・11・1
行生マ5	城戸 留利子（すえおマッサージ院）	行橋市大字上稗田24-1	22・11・1

像生マ9	清水 英吾（ハート治療院）	宗像市朝野207番	22・11・1
京生マ31	岡本 敬子（アプローチ・リハ癒楽）	京都郡苅田町京町2丁目8-1-2号	22・11・11
粕生マ32	國崎 茂年（さくら鍼灸治療院）	糟屋郡久山町大字久原2627-11	22・12・1
宗遠生柔2	廣松 成俊（ひろまつ整骨院）	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1-24	22・11・1
宗遠生柔3	前田 隆彦（ひろまつ整骨院）	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1-24	22・11・1

## 福岡県告示第2012号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年12月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
京生マ25	與田 茂（すえおマッサージ院）	京都郡みやこ町勝山黒田871-1	22・10・31
京生マ26	高橋さゆり（すえおマッサージ院）	京都郡みやこ町勝山黒田871-1	22・10・31
京生マ27	有馬 鈴子（すえおマッサージ院）	京都郡みやこ町勝山黒田871-1	22・10・31
京生マ28	城戸 留利子（すえおマッサージ院）	京都郡みやこ町勝山黒田871-1	22・10・31

京生マ29	青山 孝志 (すえおマッサージ院)	京都郡みやこ町勝山黒田871 - 1	22・10・31
宗遠生柔1	廣松 成俊 (ひろまつ整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1 - 24	22・11・1

## 福岡県告示第2013号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年12月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 解除に係る保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川下伊良原字上トドロ1222の4、字鑑越1225の2、1225の3
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

## 福岡県告示第2014号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年12月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 解除に係る保安林の所在場所  
行橋市大字長井字陣山444の2・445の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
風害の防備

## 3 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第352号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成22年12月24日

福岡県公安委員会

- 審査の種類  
技能検定員審査
- 審査に係る免許の種類  
道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。
- 審査の実施年月日時、場所等

日 時	場 所	審査項目
ア 平成23年1月26日（水曜日） 午前9時00分～午後3時00分	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 「福岡県指定自動車学校協会」	知 識
イ 平成23年1月27日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分		
平成23年1月28日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	筑後市大字久富1133番地 「筑後自動車学校」	技 能
平成23年1月31日（月曜日） 午前9時00分～午後5時00分	古賀市千鳥5丁目4番5号 「古賀自動車学校」	技 能

## 4 審査の申請手続等及び受付期間

- 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)、審査自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く)に係る運転免許証を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部交通部運転免許試験課(以下「運転免許試験課」という。)へ提出すること。

審査に係る免許の種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
大型二種、中型二種、普通二種	22,450円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	24,700円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通	20,500円	
大自二、普自二、大特、牽引 (以下「特定第一種」という。)	14,100円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

## (2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成23年1月19日(水曜日)までの(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する県の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成23年1月19日(水曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 5 その他

- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証(仮運転免許証を除く)を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続その他の問い合わせは、運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

## 別表1

免除される審査細目	大型二種、中型二種、普通二種に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円
3 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずるものとする。	

## 別表2

免除される審査細目	大型、中型に係る額	普通に係る額	特定一種に係る額

1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,050円	6,750円	2,250円
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	2,150円	1,900円	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円
備考			
ア 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては14,950円、「普通車」にあつては11,650円、「特定第一種」にあつては4,650円を減ずるものとする。			
イ 3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては4,600円、「普通車」にあつては4,100円、「特定第一種」にあつては4,600円を減ずるものとする。			
ウ 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型車、中型車」を受けようとする者にあつては23,950円、「普通車」にあつては19,700円、「特定第一種」にあつては13,300円を減ずるものとする。			